

佐賀県選挙管理委員会告示第四十八号

佐賀県選挙管理委員会規程（昭和二十七年佐賀県選挙管理委員会告示第十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月一日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

第十七条中「県吏員」を「県職員」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。